

置賜広域行政事務組合
循環型社会形成推進地域計画
(第2次計画)

米 沢 市
長 井 市
南 陽 市
高 畠 町
川 西 町
白 鷹 町
飯 豊 町
小 国 町

置賜広域行政事務組合

当初提出日：平成28年10月 3日

承認年月日：平成29年 3月30日

変更報告日：平成30年 6月21日

変更報告日：令和元年11月 8日

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	
(1) 対象地域 -----	1
(2) 計画期間 -----	1
(3) 基本的な方向 -----	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	
(1) 一般廃棄物処理の現状 -----	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標 -----	4
3 施策の内容	
(1) 発生抑制及び再使用の推進 -----	6
(2) 処理体制 -----	12
(3) 処理施設の整備等 -----	14
(4) 施設整備に関する計画支援事業 -----	15
4 計画のフォローアップと事後評価	
(1) 計画のフォローアップ -----	15
(2) 事後評価及び計画の見直し -----	15

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	3市5町（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町）
面積	2,495.66 km ²
人口	213,576人（平成28年3月31日現在）

[表-1] 内訳（単位：面積＝km²、人口＝人）

	米沢市	長井市	南陽市	高畠町	川西町	白鷹町	飯豊町	小国町
面積	548.74	214.69	160.70	180.04	166.60	157.74	329.60	737.55
人口	83,175	27,745	32,408	24,130	16,008	14,569	7,507	8,034

（人口は平成28年3月31日現在）

(2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画（以下、「本計画」という。）は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間を計画期間とする。したがって、本計画の目標年次は令和4年度とする。

なお、複数の施設整備を断続的に実施していくため、全体では、10年間の計画となる。そのため、本計画を第2次計画とし、第1次計画は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの計画とした。

また、目標の達成状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

置賜広域行政事務組合（以下、単に「組合」という。）構成区域は、山形県の南部に位置し、多くの自然に恵まれた区域である。

また、主要幹線道路網の骨格が構成されており公共交通機関も発達しているが、住民の移動手段は、もっぱら自家用車となっている。そのため、郊外型の大型店舗の増加や越境通勤など生活範囲が年々拡大されており、生活系ごみのほか事業系ごみも多い。

圏域の人口は年々減少傾向にある事と、平成18年にごみ処理体系の見直しを行った事もあり、ごみの排出量は減少傾向を示す結果となっていたが、平成23年度以降、ごみの排出量はやや増加傾向を示す結果となっている。

このような状況を踏まえ、今後の基本方針として次のことを方策として循環型社会形成を目指す。

ア 生活環境の確保

計画処理区域内のごみを速やかに収集・運搬し、衛生的な生活環境の保全に努める。

イ 適正処理の推進

廃棄物の発生から最終処分まで一貫した衛生的で適正な処理を行うため、処理計画に基づき計画的に収集・運搬・処理を行う。

ウ 循環型社会形成の推進

発 生 抑 制 : ごみを出さないライフスタイルを推進する。

減量化・再使用 : 構成市町と連携した啓発活動を推進する。

再 資 源 化 : ごみ分別収集の充実を図り資源化率向上を推進する。
また、再生品等の積極利用を促進する。

エ 中間処理施設の適正管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持出来るよう、費用対効果の高い適正な維持管理のあり方を検討する。

オ 最終処分場の確保

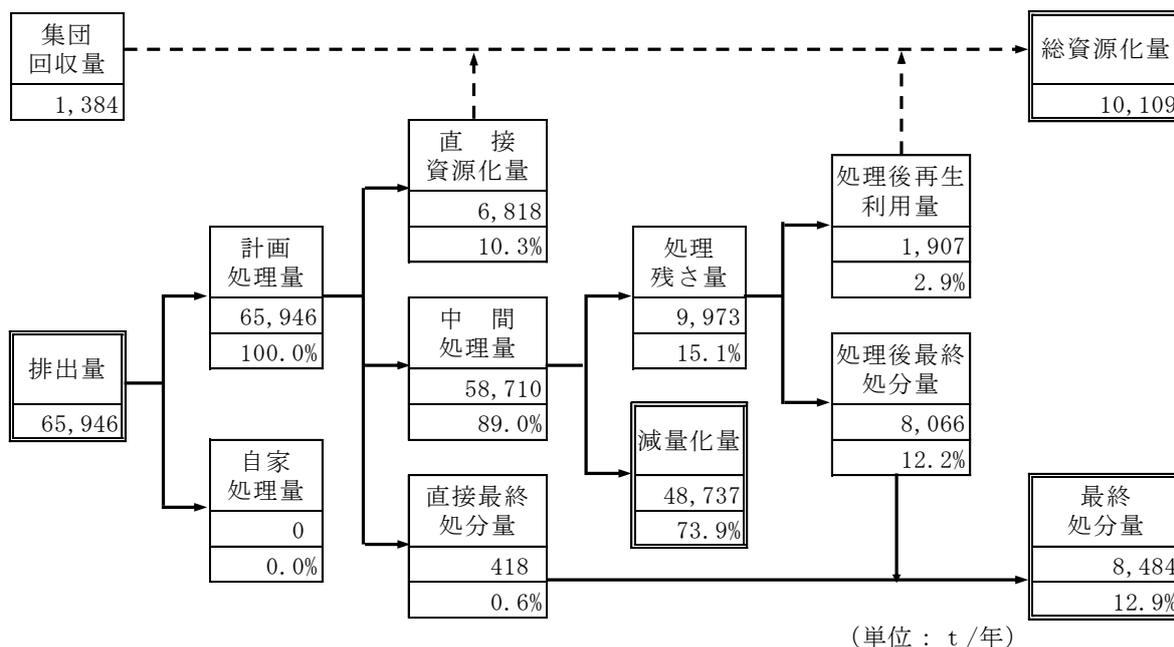
ごみの減量化・減容化により最終処分場の負荷軽減を図るとともに、適正にごみの処理を完結させるため最終処分場整備を行い、中長期的な処理体系を確保する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出及び処理状況は [図-1] に示すとおりである。

- ①排出量（施設搬入・処理量）は 65,946t/年であり、集団回収を含めると、総合計排出量は 67,330t/年である。
- ②総合計排出量（67,330t/年＝排出量＋集団回収量）に対する総資源化量（10,109 t/年＝直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量）であり、リサイクル率（総資源化量÷総合計排出量）は、15.0%である。
- ③中間処理による減量化量は、48,737t/年であり、集団回収量を除いた排出量の約 73.9%を減量化している。
- ④集団回収量を除いた排出量の約 12.9%に当たる 8,484 t を埋め立てている。
- ⑤中間処理量は 58,710t/年であり、そのうち、焼却量は 55,765t/年である。
- ⑥現在、焼却施設では廃棄物発電及び温水の場内利用を行っている。



注1)焼却量には、このほか、し尿処理施設のし渣および汚泥再生処理施設の助燃剤がある。

注2)割合(%)は、排出量(集団回収量を除く)を分母として計算している。

[図-1] 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 27 年度)

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

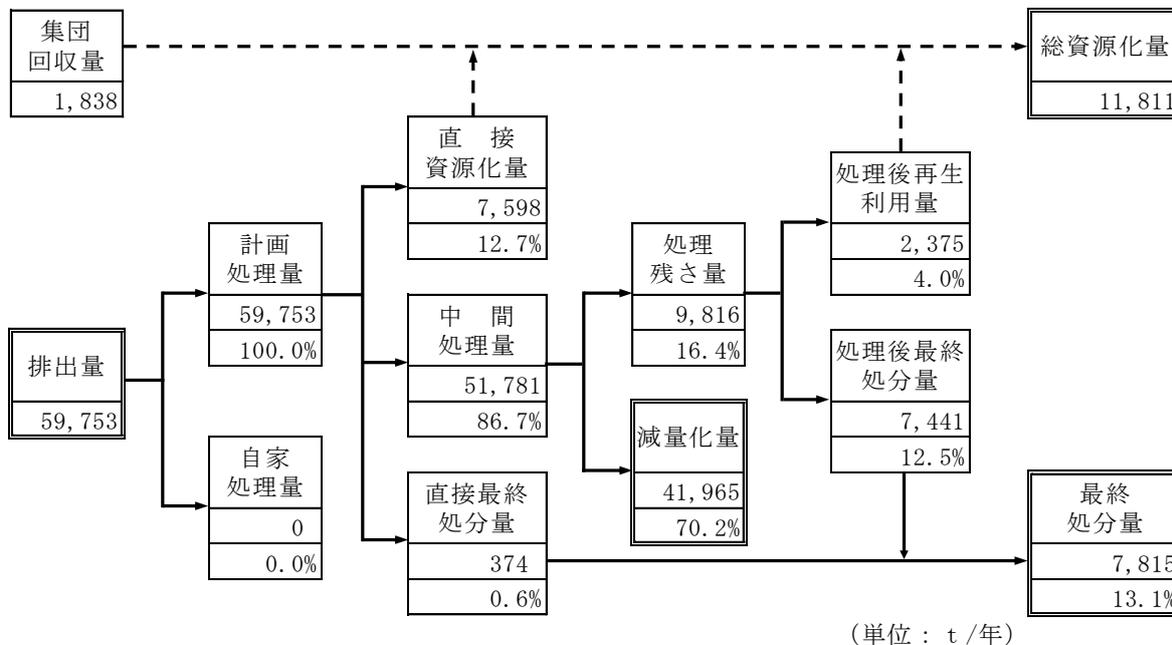
本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

[表-2] 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標	計算	単位	現状 (割合)	目標 (割合)	
			(平成27年度)	(令和4年度)	
排出量	事業系 総排出量	A	t/年	20,901	19,986 (-4.4%)
	1事業所あたりの排出量		t/年・所	1.84	1.76 (-4.3%)
	生活系 総排出量	B	t/年	45,045	39,767 (-11.7%)
	1人あたりの排出量		kg/人	209.4	195.4 (-6.7%)
	(資源を除いた場合)		kg/人	170.8	146.6 (-14.2%)
	合計 事業系生活系排出量合計	C=A+B	t/年	65,946	59,753 (-9.4%)
(排出量)	集団回収量	D	t/年	1,384	1,838 (32.8%)
	総合計 事業系生活系集団排出量	E=C+D	t/年	67,330	61,591 (-8.5%)
再生利用量	直接資源化量	F(F/C)	t/年	6,818 (10.3%)	7,598 (12.7%)
	施設資源化量	G(G/C)	t/年	1,907 (2.9%)	2,375 (4.0%)
	総資源化量	I=D+F+G	t/年	10,109 (15.0%)	11,811 (19.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間発電電力量)	J	Mwh/年	14,907	13,338
減量化量	中間処理による減量化量	K(K/C)	t/年	48,737 (73.9%)	41,965 (70.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	L(L/C)	t/年	8,484 (12.9%)	7,815 (13.1%)

注1) 排出量の目標(割合)は、現状に対する増減割合であり、直接資源化量・施設資源化量・埋立最終処分量は排出量(C)に対する割合である。ただし、総資源化量の割合は、集団回収分を含めた総合計排出量(E)を分母とした。(詳細は、「計算」項を参照)

注2) 1事業所あたりの排出量の単位は(t/年・事業所数)である。事業所数は現状11,382



注1) 焼却量には、このほか、し尿処理施設のし渣および汚泥再生処理施設の助燃剤がある。

注2) 割合(%)は、排出量(集団回収量を除く)を分母として計算している。

[図-2] 一般廃棄物の処理状況フロー(令和4年度)

(用語の定義)

- (1) 排出量：本来は区域内の全てのごみ量を表すが、自家処理を行っているごみ量の把握は行っていないため、行政で調査可能な収集ごみ、集団回収ごみの合計量を示す。
- (2) 減量化率：基準となる年度の排出量または原単位に対する将来の値の割合(%)を表し、マイナスの場合は減量、プラスの場合は増加となる。
減量化率＝(目標年度の原単位又は排出量)÷(基準年度の原単位又は排出量)
- (3) リサイクル率：ごみの発生量に対する資源の割合を表す。ここでは、
リサイクル率＝(直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量)÷(総合計排出量)とした。
- (4) 事業系ごみ：事業者が組合施設へ直接搬入した量を事業系ごみとした。
- (5) 生活系ごみ：事業系ごみ以外の収集ごみ、資源ごみ及び直接搬入した量を生活系ごみとした。
- (6) 直接資源化量：市町で回収した資源の量を示す。
- (7) 中間処理量：焼却、破碎選別等の中間処理を行った量を示す。
- (8) 直接最終処分量：土砂・ガレキ量とした。
- (9) 処理残さ量：中間処理後に残る量を示す。
- (10) 減量化量：中間処理により減量化された量で、焼却による減量化を表す。
- (11) 処理後再生利用量：不燃ごみ中の鉄・アルミ・使用済小型家電及び資源ごみで選別されたペットボトル・容器法プラスチックの量を示す。
- (12) 処理後最終処分量：焼却灰及び不燃ごみの不燃残渣の合計量を示す。
- (13) 最終処分量：直接最終処分量及び処理後最終処分量の合計量を示す。

3 施策の内容

(1) 発生抑制及び再使用の推進

1. 廃棄物等発生抑制の推進

ア 住民によるリデュース（発生抑制）の推進

a ホームページ等による家庭でできる取組事例の紹介

- ・家庭で取り組めるリデュースの事例を、県や市町村の広報誌やホームページ等で紹介し、住民によるリデュースの取り組みを促進します。

b 環境アドバイザー制度の活用、派遣

- ・県等の協力を得ながら、環境アドバイザー養成講座を開設し、アドバイザーを養成します。また、住民、事業者、地域団体、学校等が実施する講演会や学習会へ派遣し、様々な主体の環境学習を支援します。

c 住民による自主的な取り組みへの支援

- ・住民、事業者、地域団体等による自主的な活動を支援するとともに、ホームページ等を活用しながら、住民にその取り組みを広くPRします。

d 拡大生産者責任に基づくメーカー等による取り組みの促進

- ・事業者は、製品等の製造や流通、消費の段階において、廃棄物の発生をできるだけ少なくするため、メーカー等が取り組むリサイクルしやすい商品の設計・技術の開発などに努めます。

e 無駄のない計画的な購入の推進

- ・食品、日用品などは計画的な購入を心がけ、例えば、冷蔵庫の中で食品を腐らせないなど、ものを無駄にしない工夫をします。また、料理を工夫して食べられるものは、無駄にせず、全て使い切るよう心掛けます。

f 生ごみの水切りの徹底

- ・生ごみを出す場合は、できるだけ水切りを行うことで、ごみの量を減らします。

イ 事業者によるゼロエミッションの推進

a 事業者のゼロエミッションに向けた取り組み支援

- ・事業者は、ゼロエミッションに取り組み、廃棄物の発生抑制を図るための推進計画の策定や必要な設備・システムの導入に努めます。
- ・事業者は、生産段階で、廃棄物を出さないための生産方法・工程の見直しや、工事の際、残土や汚泥等が出ない工法の研究など、発生抑制に関する技術等の研究に努めます。
- ・商店街や業界団体は、廃棄物等の全量資源化を理念として、ゼロエミッションやリサイクルに対する計画を策定し、廃棄物の発生抑制、資源化について共同的な取り組みを行います。

b 環境に配慮した取り組みを行う企業の紹介

- ・環境に配慮した取り組みを行っている企業を、ホームページ等で紹介、企業の取り組みの促進を図っていくとともに、住民の理解を深めます。

c 事業者に対する減量指導の徹底

- ・多量排出事業者に対しては、ごみ減量推進計画などの作成を指導するとともに、資源化、再生利用の推進及び減量化の推進について指導します。

ウ リユース（再使用）の推進

a 不用品リサイクル情報の提供

- ・ホームページ、広報などを通じて、フリーマーケットの開催情報やリサイクルショップ・レンタルショップの紹介など、リユースに関する情報を提供します。

b 不用品の再生利用及び不用品交換活動の推進

- ・リサイクル工房の自転車と家具の再生事業を広く住民にPRすると共に、不用品の再利用のための情報提供など、再使用推進に努めます。

c リターナブル容器の利用拡大

- ・事業者は、リターナブル容器の利用拡大に努めます。また、住民はビールびん、酒びん、牛乳びんなど、リターナブル可能な容器を積極的に購入、使用します。

d スポーツイベント等におけるリユース食器レンタルシステムの導入促進

- ・イベント会場で主流となっている使い捨て容器を、リユース（再使用）できる食器のレンタルに替えることで、会場から出る使い捨てごみを減らすとともに、住民にリユースに対する啓発を行います。

2. 地域循環圏形成の推進

ア 住民参加による資源回収の推進

a 拠点回収の推進

- ・拠点回収を行う店舗等の協力を要請するとともに、拠点回収場所の広報への掲載などにより、より多くの資源回収を進めます。
- ・資源ごみの持ち去り行為を防止するための情報を提供します。

b 紙ごみ収集の促進

- ・容器包装リサイクル法に基づく紙製容器包装の取組みを行っていくとともに、雑紙回収のような容器包装リサイクル法に基づかない紙ごみの収集も推進します。

c 廃棄物減量等推進審議会等の活用

- ・住民の意見を反映したリサイクル推進施策を進めるため、廃棄物減量等推進審議会の積極的な活用を行います。

イ 容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの推進

a 消費者の役割（責務）の普及啓発

- ・容器包装リサイクル法が円滑に進むよう、ホームページ等を活用しながら、分別基準に従った適正な分別及び排出などについて住民への普及啓発を図ります。

b 既存の収集システムを活用した分別収集の促進

- ・住民等による集団回収や拠点回収といった既存の収集システムのノウハウの蓄積を活用しつつ、効果的に分別収集を進めます。特に、紙パック、段ボールについて、拠点回収等の活用を働きかけます。

ウ スーパー等による店頭回収

a スーパー等による店頭回収の推進

- ・店頭回収を行っていない事業者に対し、働きかけを行い、店頭回収を促進していくとともに、住民に対する周知を行い、店頭回収量の増加を図ります。
- ・住民に回収可能な品目の周知や、汚れの除去などの注意喚起を行い、より多くの量をリサイクルできるようにします。

b 事業者、構成市町・広域行政におけるリサイクルシステムの構築

- ・事業者、構成市町・広域行政が、連携・協働して、収集・運搬、資源化を行うシステムの構築に努めます。

エ 生ごみのリサイクル

a 生ごみ堆肥化の推進

- ・生ごみの水切りをPRすると共に、生ごみの堆肥化を推進するため、コンポスト容器、生ごみ処理器への助成等、構成市町の特色を生かした取り組みを行います。

b 食品リサイクル法の推進

- ・事業者は、食品リサイクル法で設定された目標が達成されるように努めます。また、小売業、飲食店業など関連業界と連携して、食品廃棄物の効果的、効率的な減量化、循環利用の方法について検討し、実施します。

オ 事業系ごみのリサイクルの推進

a 発生源における排出抑制

- ・生産関連事業者は、生産段階での製品寿命、再生の容易性、ごみとな

ったときの処理・処分の容易性に配慮するとともに、再生資源の利用拡大に努め、製品の規格化や再資源化のために適正表示を図り、流通・販売関連事業者と協力することにより再生資源回収ルートの実立を進めます。

b 過剰包装の抑制

- ・流通、販売関連事業者は、減量化・リサイクルに効果的な製品を積極的に取り扱うとともに、関連事業者・消費者と密接な協力により包装材料の減量化に一層の努力を行います。また、消費者によるマイバッグ持参運動に積極的に協力します。

c 流通包装廃棄物の排出抑制

- ・製品輸送に関する梱包材は、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、生産・流通事業者の責任において、回収・再生利用の体制を整備します。

d 使い捨て容器の使用抑制と自主回収・資源化の推進

- ・近年、ごみとして排出される使い捨て容器が増大していることから、繰り返し使用可能な容器への転換を図るとともに、資源として再生可能なものについて製造・流通事業者による自主回収の促進を図ります。

e 再生品の使用促進

- ・事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなどに再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。また、可能な限り、物を無駄に消費しないよう努めます。

カ 民間活用によるリサイクルの推進

a 民間資源化施設の活用

- ・事業系の木くず等について、民間施設を活用します。

b 廃棄物移行を見据えた法規制への対応

- ・事業者は、市況の変動による有価物から廃棄物への転換に備え、受入施設について、廃棄物処理施設の許可を取得するなど、法規制関係をクリアするよう努めます。

キ その他リサイクル法の推進

a 家電リサイクル・パソコンリサイクルの推進

- ・制度の周知について、引き続き啓発を行うほか、不法投棄防止の監視活動を継続的に実施します。

b 小型家電リサイクル制度の検討

- ・平成 25 年 4 月 1 日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、廃棄物の適正な処理及

び資源の有効な利用の確保を図る観点から、使用済小型家電の再資源化を適正かつ確実にを行うことができる者を認定するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等、所要の措置を講じ、使用済小型家電の再資源化を促進していくことが示されています。この法律に基づき、取り組んでいきます。

c その他のリサイクルの推進

- ・各種リサイクルシステムが円滑に進むよう、ホームページ等を活用しながら、品目に従った適正なリサイクルなどについて住民への普及啓発を図ります。

ク エネルギー回収によるエネルギーの効率的な利用

a エネルギー回収システムの継続

- ・資源化出来ないごみは、サーマルリサイクルを行います。焼却施設では、焼却熱を利用した発電を行い、施設の運転電力を補い余剰電力は売電しています。
- ・余熱は給湯・空調の熱源として利用するとともに、余熱利用施設を整備し、広く住民の方々に廃棄物のエネルギーについて認識を深めてもらえるよう省資源化の啓発を図っています。今後もこの啓発活動を継続して行います。

3. 4 R 推進のための総合的な施策の展開

ア 環境教育などによる人材育成

a 環境教育・環境学習の充実による人材育成

- ・地域団体、企業と連携し、見学施設や学習プログラムの拡充を図るとともに、学習会を開催するなど、4 R について学び、体験する機会を増やします。
- ・環境アドバイザーを学校、町内会、事業所等が実施する講演会や学習会へ派遣し、様々な主体の環境学習を支援します。
- ・住民、事業者、各種団体を対象とした、循環型社会形成に向けた4 R 運動の推進のための啓発活動を充実させていくと共に、循環型社会に対する社会意識を醸成するために、学校や地域団体のごみ処理施設の見学等、教育的啓発活動に取り組みます。
- ・構成市町で開催している「4 R 普及啓発講座」の充実を図ると共に、4 R や環境保全に関するパンフレットを作成し、住民、子供、事業者に配布します。

※4 R とは、リフューズ(Refuse いらぬものは断る)、リデュース(Reduce ごみを減らす)、リユース(Reuse 繰り返し使う)、リサイクル(Recycle 資源として再利用する)のこと。

イ 4 R推進のための普及啓発

a 広報誌・ホームページ等を使った啓発

- ・4 Rの必要性、4 Rの具体的な実践方法、積極的に取り組んでいる団体やその事例等を広報誌・ホームページ・広報番組等を通して広くPRし、住民の4 Rの取り組みを促進します。

4. 循環型産業の市場形成の促進

ア グリーン購入の推進

a 庁用品、公共関与事業での再生品使用の促進

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づいて庁用品に再生品を積極的に使用すると共に公共事業についても再生材料の利用を促進します。

b 住民や事業所におけるグリーン購入の推進

- ・住民や事業所におけるグリーン購入を推進するため、エコマーク等の環境ラベルや環境情報等を活用した製品の選択などについて、普及啓発を行います。
- ・事業所自らが開発・製造、販売する製品等の環境配慮を促すため、環境マネジメントシステムの普及を図ります。

5. その他

ア 災害時体制の構築

a 災害対応マニュアル等の作成

- ・山形県災害廃棄物処理業務マニュアルを参考に、災害廃棄物処理計画(災害対応マニュアル等)を作成し、災害廃棄物処理体制の整備を図ります。

b 災害廃棄物処理体制

- ・他市町村・一部事務組合・関係団体と連携して災害廃棄物処理体制を構築します。

イ 不法投棄の未然防止

a 不法投棄監視体制の強化

- ・構成市町及び組合では、地域の町内会などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や街頭の設置などを行い、不法投棄防止を図ります。

b 清掃・美化活動の充実

- ・構成市町では、区域の自治会を主体に一斉清掃活動を行っていますが、監視による不法投棄の防止を兼ねて、この活動を更に進めます。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみ処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、[表-3] のとおりである。

今後の処理体制は次のこととする。

- a 構成市町における分別方法及び排出方法において、一部の資源ごみで指定袋とコンテナが混在している。組合で処理するごみについては、種類別指定袋による分別指導を図ることで、処理の効率化を図る。
- b 違反ステッカー制度の充実及び搬入ごみに対する監視の強化などを行うことにより、分別の徹底を促し、資源化可能なものは、できるだけ資源化を行う体制を構築する。
- c 資源ごみのうち、缶類、ガラスびん、紙パック、段ボール、その他紙製容器、古紙類、布類、生ごみ、木くず、廃食用油は構成市町ごとに資源化している。これらの資源の回収量を向上させるため、広報等及び3(1)3. に書いた講習会や説明会での啓発を進める。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物の分別の指導を強化していく。また、構成市町ではリサイクルについて効率化と経済性を考慮した事業所単位の循環型社会形成推進を指導していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

組合の施設では、産業廃棄物の受入、処理は行っていない。この方針は今後も継続する。

エ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制の要点は次のとおりとする。

- ◇ 延命化及びCO₂削減を目的としたごみ焼却施設の基幹改良を平成29年度に向けて整備する。
- ◇ 分別の徹底をはかり、資源化を促進する。
- ◇ 最終処分場では、すでに埋立が完了している第1期区画の適正管理を継続するとともに、平成23年10月から埋立が開始された第2期区画においても、適正な埋め立て管理を行っていくが、第2期区画は令和元年度で埋立終了となる計画であることから、令和2年度に向けて次期処分場の整備を行う。(埋立量の減少に伴い、第2期区画の埋立期間の延長が可能となったことから最終覆土工事を令和3年度に行うもの。)

[表-3] 置賜地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成27年度)						今後(令和4年度)					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (t/年)	分別区分	処理方法		処理施設等		処理予測 (t/年)
			一次処理	二次処理					一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	発電 温水利用	組合 焼却施設	なし	33,256	可燃ごみ	焼却	発電 温水利用	組合 焼却施設	なし	27,588
不燃ごみ	破碎選別	資源化 焼却 埋立	組合 粗大 処理施設	選別 資源化	3,475	不燃ごみ	破碎選別	資源化 焼却 埋立	組合 粗大 処理施設	選別 資源化	2,257
粗大ごみ	破碎選別	資源化 焼却 埋立	組合 粗大 処理施設	選別 資源化	可燃と不 燃に分別	粗大ごみ	破碎選別	資源化 焼却 埋立	組合 粗大 処理施設	選別 資源化	可燃と不 燃に分別
資源ごみ	選別圧縮	資源化 焼却	組合 リサイクル プラザ	梱包 資源化 (残渣は 焼却)	773	選別圧縮	資源化 焼却	組合 リサイクル プラザ	梱包 資源化 (残渣は 焼却)	1,341	
					336					423	
					387					560	
	ストック	資源化	資源化業者 (処理委託) 売却 (構成市町)	ビン類	1,501	ストック	資源化	資源化業者 (処理委託) 売却 (構成市町)	ビン類	1,552	
				缶類	420				缶類	529	
				紙パック	7				紙パック	6	
				段ボール	774				段ボール	762	
				その他紙製 容器	25				その他紙製 容器	28	
				古紙類	2,852				古紙類	3,195	
				布類	412				布類	537	
				生ごみ	793				生ごみ	233	
				木くず	15				木くず	736	
				廃食用油	7				廃食用油	8	
				小型家電	12				小型家電	12	

(別紙) 具体的な分別区分

区分	対象物	収集形態
可燃ごみ	厨芥類、紙くず類、木くず類、繊維くず類、紙おむつ、容器包装プラ(汚れているもの) 軟質プラ・ビニール、ゴム類	ごみステーション方式 委託業者による定期収集
不燃ごみ	硬質プラ、金属類、ガラス、陶磁器類	ごみステーション方式 委託業者による定期収集
粗大ごみ	家具・寝具類、大型日用品、その他指定袋に入らない物	委託業者による予約戸別回収
ペットボトル	ペットボトル(蓋、ラベルは外す)	ごみステーション方式 委託業者による定期収集
容器包装プラ	容器包装プラスチック類(汚れているものを除く)	ごみステーション方式 委託業者による定期収集
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計、鏡、乾電池	ごみステーション方式 委託業者による定期収集
資源ごみ	缶類、ガラスびん類、古紙類、布類 厨芥類(長井市) 金属類・厨芥類(高島町) 金属類(川西町) 廃食用油・小型充電式電池(高島町)※ 廃食用油(川西町)※	ごみステーション方式 委託業者による定期収集 拠点回収※

(3) 処理施設の整備等

前(2)項の分別区分及び処理体制で処理を行うために、次の表のとおり必要な施設整備を行う。

[表-4] 整備する処理施設計画

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設 置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター	置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター基幹的設備改良事業(エネルギー回収施設)	255t/日	山形県高島町 大字夏茂2933	(H.27~H.28) H.29
2	最終処分場	置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業	128,700m ³	米沢市大字 浅川地内	H.29~R.3

(整備理由)

事業番号1：今後も既存焼却施設を適切に維持管理し、運用を継続する計画である。ただし、経年劣化による老朽化が認められることから、長寿命化計画に基づき改修し処理を継続する。また、CO2 排出量の削減対策も合わせて行う。

事業番号2：今後も既存最終処分場を適切に維持管理し、運用を継続する計画である。ただし、令和元年度で埋立終了となる計画であることから、廃棄物の適正処理体制を維持するため、次期最終処分場の整備を行う。(埋立量の減少に伴い、既存最終処分場(第2期区画)の埋立期間の延長が可能となったことから最終覆土工事を令和3年度に行うもの。)

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)項の施設整備に先立ち、次のとおり計画支援事業を行う。

[表-5] 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	置賜広域行政事務組合 最終処分場整備事業(事業番号 2)に係る発注支援事業	地質調査 生活環境影響調査 基本設計 発注者支援	(H26～H28) H29
34	置賜広域行政事務組合 最終処分場整備事業(事業番号 2)に係る埋蔵文化財発掘調査業 務	埋蔵文化財調査	(H28) H29～R1

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

構成市町及び組合では、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び山形県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させる。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成28年度)

1 地域の概要

(1)地域名	置賜広域行政事務組合	(2)地域内人口	213,576	(3)地域面積	2,495.66km ²
(4)構成市町村等名	米沢市,長井市,南陽市,高島町,川西町,白鷹町,飯豊町,小国町 置賜広域行政事務組合	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：上記と同様 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日： 昭和46年 7月13日 (設立) 認可予定		

*交付要綱で定める交付対象となる要件の内、該当する項目すべてに○を付ける。

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	令和4年度
排出量 (土砂・ガレキを除く)	事業系 総排出量(トン)	① (32.1%) 20,361	(31.8%) 20,891	(31.2%) 20,866	(30.9%) 20,800	(31.2%) 21,023	(31.0%) 20,901	19,986 (-4.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	② 1.82	1.87	1.81	1.80	1.85	1.84	1.76 (-4.3%)
	生活系 総排出量(トン)	③ (65.4%) 41,429	(66.0%) 43,391	(66.4%) 44,340	(66.9%) 45,096	(66.6%) 44,883	(66.9%) 45,045	39,767 (-11.7%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	④ (0.3%) 182.5	(0.3%) 192.7	(0.3%) 199.0	(0.3%) 205.0	(0.3%) 206.8	(0.3%) 209.4	195.4 (-6.7%)
	資源を除く1人当たりの排出量(kg/人)	⑤ (0.2%) 144.8	(0.2%) 155.0	(0.2%) 161.1	(0.2%) 166.1	(0.2%) 168.2	(0.3%) 170.8	146.6 (-14.2%)
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)①+③	⑥ (97.5%) 61,790	(97.7%) 64,282	(97.6%) 65,206	(97.8%) 65,896	(97.8%) 65,906	(97.9%) 65,946	59,753 (-9.4%)
	集団回収量	⑦ (2.5%) 1,571	(2.3%) 1,505	(2.4%) 1,584	(2.2%) 1,494	(2.2%) 1,483	(2.1%) 1,384	1,838 (32.8%)
	総合計 事業系生活系集団回収排出量合計(トン)⑥+⑦	⑧ (100.0%) 63,361	(100.0%) 65,787	(100.0%) 66,790	(100.0%) 67,390	(100.0%) 67,389	(100.0%) 67,330	61,591 (-8.5%)
再生利用量	処理後再生利用量(トン)	⑨ (17.6%) 1,832	(18.5%) 1,906	(18.5%) 1,926	(18.5%) 1,927	(17.9%) 1,824	(18.9%) 1,907	2,375 (4.0%) ⑥
	直接資源量(トン)	⑩ (67.2%) 6,977	(66.8%) 6,870	(66.2%) 6,881	(67.2%) 7,007	(67.5%) 6,857	(67.4%) 6,818	7,598 (12.7%) ⑥
	総資源化量(トン) ⑦+⑨+⑩	⑪ (100.0%) 10,380	(100.0%) 10,281	(100.0%) 10,391	(100.0%) 10,428	(100.0%) 10,164	(100.0%) 10,109	11,811 (19.2%) ⑧
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	14,268	15,345	15,356	15,436	15,381	14,907	13,338
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	⑫ 44,888	46,112	47,391	48,493	48,680	48,737	41,965 (70.2%) ⑥
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	⑬ 8,093	9,394	9,008	8,469	8,545	8,484	7,815 (13.1%) ⑥

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。(別紙参考を参照)

注)目標欄の括弧内の割合は、排出量は平成27年度に対する平成34年度の割合(%)であり、その他については、平成34年度の各々の右に記載した番号の量を分母としている。

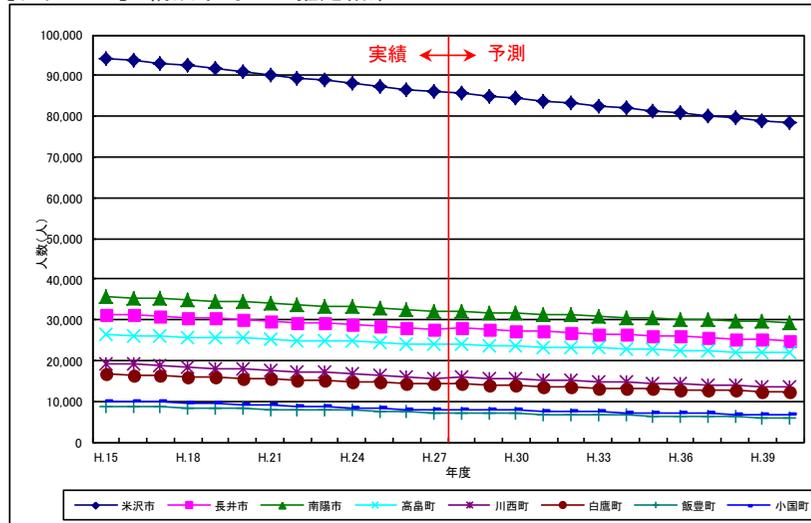
3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設の種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
最終処分場	組合	準好気性	有	323,430m ³	H.5	R.3年度(2期終了)	容量満量のため	-	R.2年度	128,700m ³	既存最終処分場の最終覆土工事(R2-R3)
ごみ焼却施設	組合	全連・ストカ	有	255t/日	H.11	H.27年度(着工)	老朽、CO2削減	全連・ストカ	H.29年度	255t/日	基幹的設備改良(CO2削減率3%以上)
粗大ごみ処理施設	組合	破碎・選別	有	30t/5h	H.6	なし	なし	-	-	-	
リサイクルプラザ	組合	選別・圧縮	有	13.5t/5h	H.14	なし	なし	-	-	-	

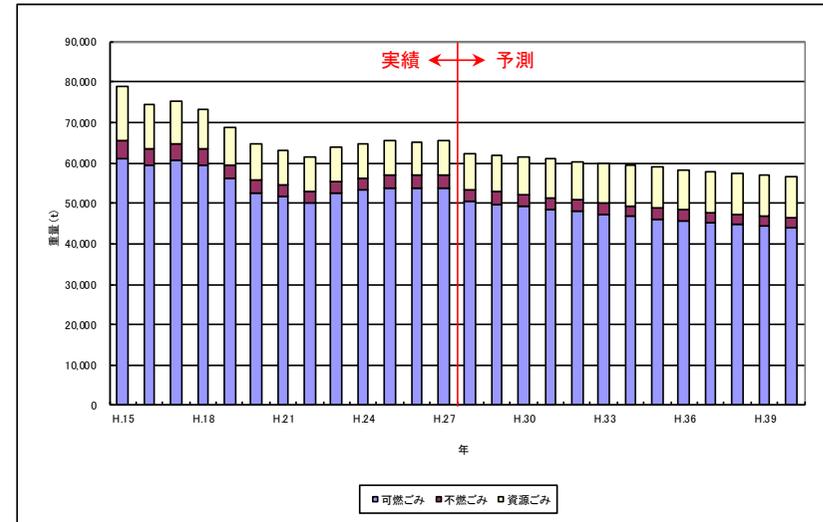
※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付のこと。

様式-1 人口等のトレンド

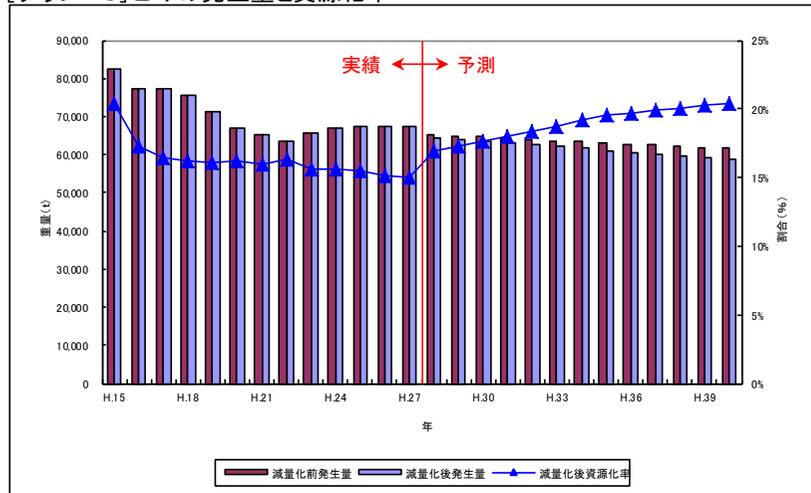
[グラフ-1] 構成市町人口推定結果



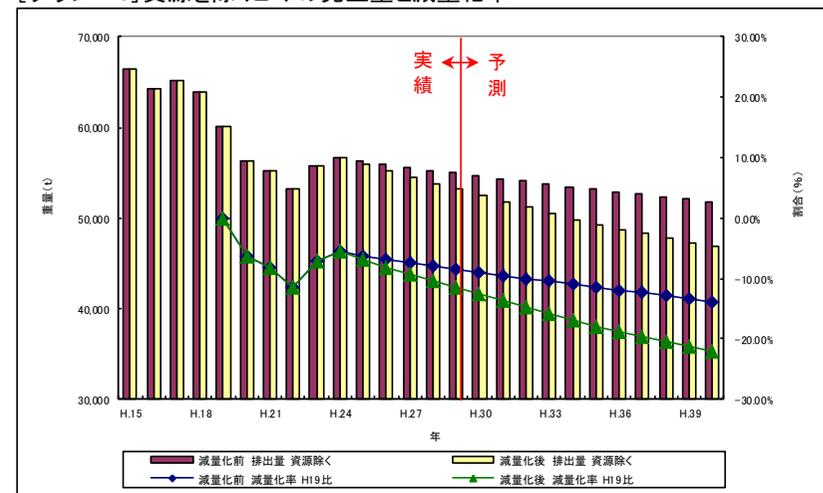
[グラフ-2] ごみ発生量の推定結果 [減量化施策後]



[グラフ-3] ごみの発生量と資源化率



[グラフ-4] 資源を除くごみの発生量と減量化率



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 28 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間			総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				交付期間			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度			
				単位	開始	終了													
○エネルギー回収等に関する事業 (交付率1/3)	1	置賜広域 行政事務 組合			(H. 27) H. 29	H. 29	309,205	309,205						152,605	152,605				
置賜広域行政事務 組合千代田クリー ンセンター基幹的 設備改良事業	1	同上	255	t/日	(H. 27) H. 29	H. 29	309,205	309,205						152,605	152,605				第1次計画から継続 第1次計画(H27.H28) 総事業費：1,518,841 交付対象事業費：1,131,972
○最終処分に関する事業 (交付率1/3)	2	置賜広域 行政事務 組合			H. 29	R. 3	3,860,568	175,734	1,890,225	1,771,821			22,788	3,564,471	166,899	1,877,403	1,520,169		
置賜広域行政事務 組合最終処分場整 備事業	2	同上	128,700	m ²	H. 29	R. 3	3,860,568	175,734	1,890,225	1,771,821			22,788	3,564,471	166,899	1,877,403	1,520,169		実施設計業務費+工事費 +設計施工監理業務費
○施設整備に関する計画支援事業	-	置賜広域 行政事務 組合			(H. 26) H. 29	R. 1	107,426	81,996	21,600	3,830				107,426	81,996	21,600	3,830		
置賜広域行政事務 組合最終処分場整 備事業に係る発注 支援事業	32	同上			(H. 26) H. 29	H. 29	7,996	7,996						7,996	7,996				第1次計画から継続 第1次計画(H26.H27.H28) 総事業費：99,716 交付対象事業費：99,716
置賜広域行政事務 組合最終処分場整 備事業に係る埋蔵 文化財発掘調査業 務	34	同上			(H. 28) H. 29	R. 1	99,430	74,000	21,600	3,830				99,430	74,000	21,600	3,830		第1次計画から継続 第1次計画(H28) 総事業費：68,040 交付対象事業費：68,040
合計							4,277,199	566,935	1,911,825	1,775,651			22,788	3,824,502	401,500	1,899,003	1,523,999		

注) 組合構成市町=米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町

- ※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
- ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
- ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
- ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成	平成	令和	令和	令和		
								29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	住民によるリデュース（発生抑制）の推進	広報や講演会・学習会等により啓発を行い、住民によるリデュース（発生抑制）を推進する。	構成市町組合	(H26)	R3		広報等による啓発					第1次計画から継続	
	12	事業者によるゼロエミッションの推進	事業者によるゼロエミッションに向けた取り組みを支援する。また、事業者に対する減量指導を徹底する。	構成市町組合	(H26)	R3		事業者への支援減量指導の実施						
	13	リユース（再使用）の推進	不用品交換に関する支援を行い、リユース（再使用）を推進する。また、リターナブル容器・リユース食器等、リユース可能な製品の利用を推進する。	構成市町組合	(H26)	R3		情報提供等によるリユースの推進						
	14	住民参加による資源回収の推進	住民参加による資源回収を推進し、資源化を促進する。また、廃棄物減量等推進審議会の積極的な活用を行う。	構成市町組合	(H26)	R3		住民参加の促進						
	15	容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの推進	適正な分別及び排出等について、住民に普及啓発を図る。	構成市町組合	(H26)	R3		容器包装リサイクルの推進						
	16	スーパー等による店頭回収	事業者に対し、店頭回収の実施を促すとともに、住民への周知を行い、資源化を推進する。	構成市町組合	(H26)	R3		店頭回収の促進						
	17	生ごみのリサイクル	生ごみ堆肥化を推進する。	構成市町組合	(H26)	R3		生ごみ堆肥化の推進						
	18	事業系ごみのリサイクルの推進	事業系ごみの発生抑制・リサイクルを推進する。また、過剰包装の抑制や使い捨て容器の使用抑制・自主回収等に努める。	構成市町組合	(H26)	R3		事業系ごみのリサイクル推進						
	19	民間活用によるリサイクルの推進	民間資源化施設の活用を推進する。また、市況の変動を見据え、法規制への対応を図る。	構成市町組合	(H26)	R3		民間活用の推進						
	20	その他リサイクル法の推進	家電・パソコンのリサイクルについて周知を行う。また、小型家電リサイクル制度について取り組んでいく。	構成市町組合	(H26)	R3		リサイクル関連法に関する周知徹底						
	21	エネルギー回収によるエネルギーの効率的な利用	エネルギー回収を継続して行う。また、廃棄物のエネルギーについて、住民が認識を深められるよう啓発を行う。	構成市町組合	(H26)	R3		エネルギー回収の実施及び住民への啓発						
	22	環境教育などによる人材育成	環境に関する学習プログラムの拡充を図る。また、環境アドバイザーの派遣を行う。	構成市町組合	(H26)	R3		環境教育の実施						
	23	4R推進のための普及啓発	広報・ホームページ等により4R実践に関する具体的な情報を提供する。	構成市町組合	(H26)	R3		4Rに関する情報提供						
	24	グリーン購入の推進	庁用品、事業所、家庭におけるグリーン購入を推進する。	構成市町組合	(H26)	R3		グリーン購入の推進						
処理施設の整備に関するもの	1	エネルギー回収等に関する事業（ごみ焼却施設）	ごみ焼却施設の基幹的改良を行い、CO2排出量を3%以上削減する。	組合	(H27)	H29	○	建設工事						第1次計画から継続
	2	最終処分に関する事業	最終処分場整備事業	組合	H29	R3	○	建設工事		休工		建設工事		第2次計画
施設整備に係る計画支援に関するもの	32	事業番号2の計画支援	地質調査 生活環境影響調査 基本設計 発注者支援	組合	(H26)	H29	○	計画支援事業						関連事業2 第1次計画から継続
	34	事業番号2の計画支援	埋蔵文化財の発掘調査を行う。	組合	(H28)	H29	○	調査等						関連事業2 第1次計画から継続
その他	43	災害時体制の構築	マニュアル作成、災害廃棄物処理体制の構築を行う。	構成市町組合	(H26)	R3		マニュアル作成及び災害廃棄物処理体制の構築						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（エネルギー回収施設系） 基幹的設備改良事業

都道府県名 山形県

(1) 事業主体名	置賜広域行政事務組合																		
(2) 施設名称	置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター（ごみ焼却施設）																		
(3) 工 期	（平成 27 年度 ～ 平成 28 年度） 平成 29 年度																		
(4) 施設規模	処理能力 255 t / 日 （85 t / 日 × 3 炉）																		
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼方式ストーカ炉																		
(6) 余熱利用の計画	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">1. 発電の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(有)</td> <td style="width: 10%;">(発電効率</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">}</td> <td style="width: 10%;">%)</td> <td style="width: 10%;">・ 無</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">10%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 熱回収の有無</td> <td style="text-align: center;">(有)</td> <td>(熱回収率</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td>%)</td> <td>・ 無</td> </tr> </table>	1. 発電の有無	(有)	(発電効率	}	%)	・ 無					10%以上		2. 熱回収の有無	(有)	(熱回収率	}	%)	・ 無
1. 発電の有無	(有)	(発電効率	}	%)	・ 無														
				10%以上															
2. 熱回収の有無	(有)	(熱回収率	}	%)	・ 無														
(7) 地域計画内の役割	<p>循環型社会形成に向けて再利用及び減量化を推進していくが、本組合内では可燃物の焼却処理施設が 1 箇所のみであり、今後も継続してこの施設を運営していく必要があるため、長寿命化及びCO2の排出量削減を目指した基幹改良工事は必須となっている。</p> <p>CO2の削減率は発電量を增強するとともにDCSの改良更新を行い、3%以上の削減を行うこととする。</p>																		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 (無)																		

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	kWh/ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(9) 事業計画額		(第 1 次計画) (H27～H28)	第 2 次計画 H29
	交付対象事業費		(1, 131, 972) 千円
交付対象外事業費		(386, 869) 千円	156, 600 千円
合 計		(1, 518, 841) 千円	309, 205 千円

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 山形県

(1) 事業主体名	置賜広域行政事務組合		
(2) 施設名称	置賜広域行政事務組合最終処分場		
(3) 工期	平成 29 年度 ~ 令和 3 年度 ※令和 2 年度は既存処分場の最終覆土工事（延命化により令和 3 年度に最終覆土工事）		
(4) 処分場面積、容積	総面積 55,200m ²	埋立面積 40,400m ²	埋立容積 128,700m ³
(5) 処理開始年度及び終了年度	埋立開始年度：令和 3 年度 埋立終了年度：令和 17 年度（予定）		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の適正処理及び最終処分		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 (無)		

(9) 事業計画額		第 2 次計画 H29～R3
	交付対象事業費	3,564,471 千円
	交付対象外事業費	296,097 千円
	合 計	3,860,568 千円

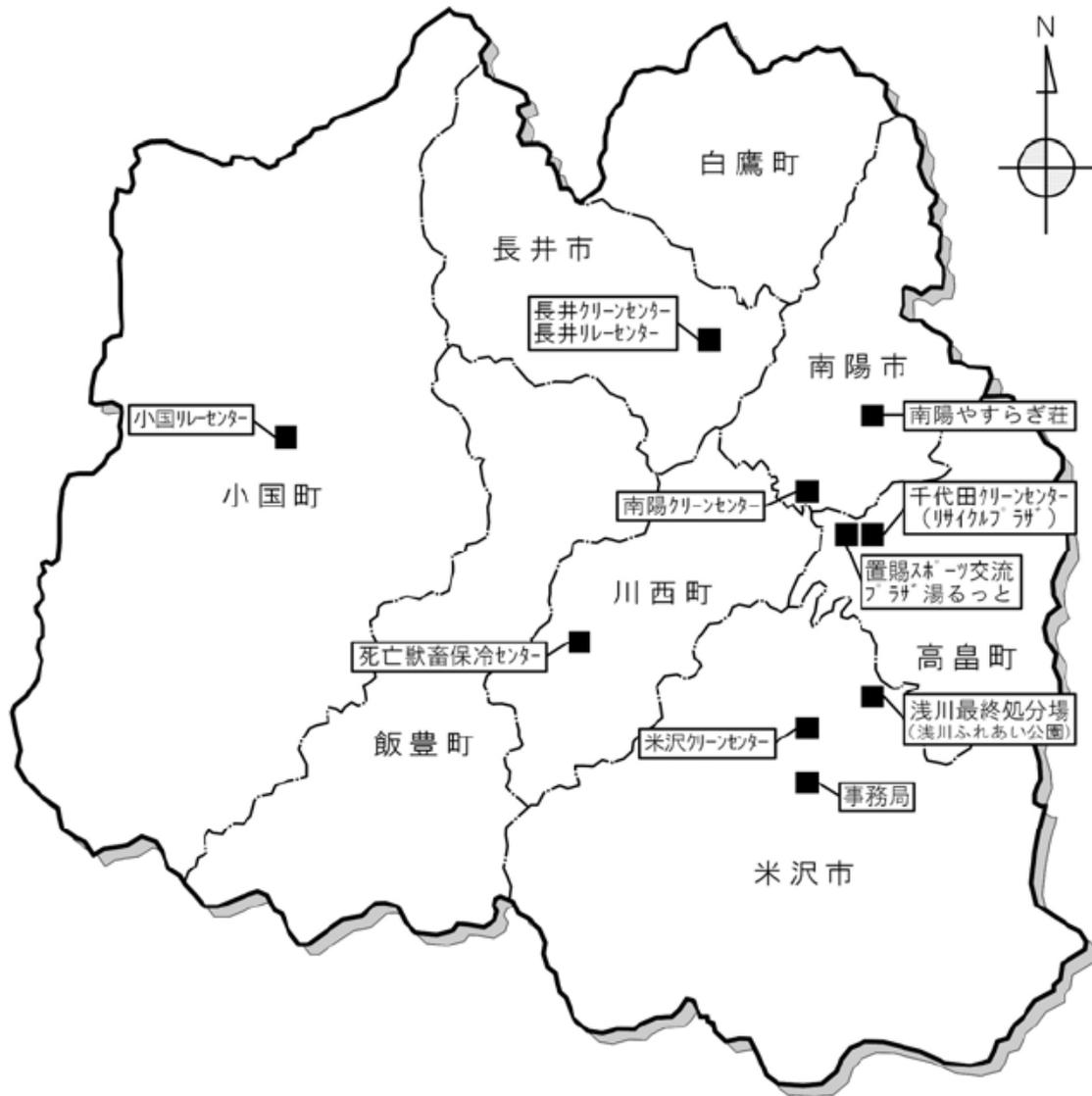
計 画 支 援 概 要

都道府県名 山形県

(1) 事業主体名	置賜広域行政事務組合	
(2) 事業目的	廃棄物の適正処理体制を維持するための次期最終処分場の整備を行うため	
(3) 事業名称	置賜広域行政事務組合 最終処分場整備事業に係る 発注支援事業	置賜広域行政事務組合 最終処分場整備事業に係る 埋蔵文化財発掘調査業務
(4) 事業期間	(平成26年度～平成28年度) 平成29年度	(平成28年度) 平成29年度～令和元年度
(5) 事業概要	発注者支援	埋蔵文化財発掘調査

(6) 事業計画額	(第1次計画) (H26～H28)	第2次計画 H29	(第1次計画) (H28)	第2次計画 H29～R1	
	交付対象 事業費	(99,716) 千円	7,996 千円	(68,040) 千円	99,430 千円
	交付対象外 事業費	千円	千円	千円	千円
	合 計	(99,716) 千円	7,996 千円	(68,040) 千円	99,430 千円

置賜広域行政事務組合施設配置図



施 設 の 概 要

最終処分場

名 称	千代田クリーンセンター浅川最終処分場	
所 在 地	米沢市大字浅川大南1908番地	
共 用 開 始	第1期：平成5年4月／第2期：平成23年10月	
埋立終了年度	令和3年度	
埋立対象物	焼却残渣、不燃残渣、土砂ガレキ、浸出水処理施設脱水汚泥	
処 分 場	埋立面積	第1期：40,300m ² ／第2期：20,770m ² ／合計：61,070m ²
	埋立容量	第1期：234,100m ³ ／第2期：89,330m ³ ／合計：323,430m ³
	埋立方式	サンドウィッチ方式、準好気性埋立構造
排水処理	排水処理方式	調整槽＋生物処理（接触曝気）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌
	処理能力	85m ³ /日
	放 流 先	天王川（1級河川）

焼却処理施設

名 称	千代田クリーンセンター焼却処理施設
所 在 地	山形県高島町大字夏茂2933番地
処 理 能 力	255t/日（85t/24h×3炉）
処 理 方 法	全連続燃焼式（ストーカ方式）
処理対象物	可燃ごみ、不燃ごみの可燃残さ
稼 働	平成11年4月
熱 利 用 等	発電 1,990KW

リサイクルプラザ

名 称	千代田クリーンセンターリサイクルプラザ	
所 在 地	山形県高島町大字夏茂2933番地	
処理能力 処理方法	ペットボトル	ペットボトル 2.2t/5h（選別・圧縮）
	プラスチック	プラスチック 11.3t/5h（選別・梱包）
稼 働 時 間	5時間/日	
稼 働	平成14年4月	

粗大ごみ処理施設

名 称	長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所 在 地	山形県長井市舟場30番1号
処 理 能 力	30t/5h
処 理 方 法	破碎、選別、資源化
稼 働	平成6年2月